注1　デジタル選択呼出装置は未指定のコード番号に対して反応しないこと。
2　コード番号「104」の第一テレコマンドとの組合せで使用すること。
3　船舶の通航業務を行う陸上の無線局から船舶局に対してグループ呼出しを行うために使用すること。
4　半自動又は自動接続システムにのみ使用すること。
5　ＩＴＵ－Ｒ勧告M.586に準拠した業務に使用すること。
6　将来にわたって使用しないこと。
7　中短波帯及び短波帯では遭難警報の応答及び海岸局の応答にのみ使用すること。

○総務省告示第四百六十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の二第一項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第三百五十五号（自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及びその自動識別装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日　総務大臣　原口　一博

第一項を次のように改める。

一　自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局は、漁船の船舶局（無線設備規則第九条の二第五項の規定による変調信号処理装置を附置する無線設備を使用するものに限る。）とする。

○総務省告示第四百六十八号

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十条の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号（認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日　総務大臣　原口　一博

第一の3の二の表注3中「適合表示無線設備」の次に「（以下「適合表示無線設備」という。）」を加え、同3の三の表2の項総合試験の方法等の欄中(1)を次のように改める。

(1)　無線電信又は無線電話については、次のとおりとする。

ア　設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、無線電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、無線電話については感度及び明瞭度を確認する。

イ　無線電話について、アによることが困難な場合は、任意の1周波数を使用して電波を発射し、他の無線局等の受信機を用いて感度及び明瞭度を確認するとともに、任意の周波数の電波を受信して感度を確認する。

第一の3の三の表2の項総合試験の方法等の欄(2)ア中「ＤＳＣ」の次に「（適合表示無線設備を除く。）」を「ＮＢＤＰ」の次に「（中短波帯の周波数の電波を使用するものを除く。）」を加える。

○総務省告示第四百六十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第6の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日　総務大臣　原口　一博

別表第十四号の表中「

超短波帯（150MHz）の無線設備の機器	J

」を

「

超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（固定型）	J
超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（携帯型）	P

」

に改める。

○総務省告示第四百七十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の七第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百三十三号（デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日　総務大臣　原口　一博

第一項第五号を次のように改める。

5　遭難警報は、独立した二以上の操作（一の操作が専用ボタンを三秒以上押し続ける操作）により送出されるものであること。

○総務省告示第四百七十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。なお、平成三年郵政省告示第六十一号（無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件）は、廃止する。

平成二十一年十月二日　総務大臣　原口　一博

一　Ａ二Ｄ電波又はＡ三Ｅ電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備

二　Ａ二Ｄ電波又はＡ三Ｅ電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備

三　Ａ二Ｄ電波又はＡ三Ｅ電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備

四　前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備

五　Ｆ二Ｂ電波又はＦ三Ｅ電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備

六　Ｆ三Ｅ電波三五・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備

七　レーダー（検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に限る。）

八　簡易型船舶自動識別装置（適合表示無線設備に限る。）

九　デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備（適合表示無線設備に限る。）

十　双方向無線電話（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）

十一　衛星非常用位置指示無線標識（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）

十二　捜索救助用レーダートランスポンダ（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）

十三　前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備

(1)　船上通信設備（適合表示無線設備に限る。）

(2)　無線方位測定機

(3)　インマルサット高機能グループ呼出受信機

(4)　デジタル選択呼出専用受信機

(5)　ナブテックス受信機

(6)　地上無線航法装置

(7)　衛星航法装置

(8)　(2)から(7)まで以外の受信設備

附　則

この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている特定船舶局については、その備える無線設備は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。